

平成23年度 第1回長野県人権政策審議会議事録

1 日 時：平成23年（2011年）8月9日（火） 午後2時～4時

2 場 所：長野県庁3階 特別会議室

3 出席者

委 員：有吉美知子、岩井まつよ、太田光子、大西直樹、金 早雪、小山邦武、
齋藤洋一、関 安雄、西田 力

長野県：人権・男女共同参画課長 塚田吉彦、
人権・男女共同参画課課長補佐 唐沢 忍 ほか

1 開 会

（事務局 人権・男女共同参画課 唐沢課長補佐）

それでは、定刻になりましたので、長野県人権政策審議会を始めさせていただきたいと思えます。

本日は皆様お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。事務局の人権・男女共同参画課、課長補佐の唐沢忍でございます。よろしくお願いいたします。

最初に出席状況でございますけれども、斉藤金司委員さんからは、所用のため欠席する旨のご連絡をいただいております。長野県人権政策審議会条例の規定によりまして、会議が成立していることをご報告申し上げます。

開会に当たりまして、人権・男女共同参画課長、塚田吉彦からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

（塚田人権・男女共同参画課長）

皆さん、こんにちは。人権・男女共同参画課長の塚田でございます。本年度、第1回の審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方には、日ごろ県政の推進に関しまして、それぞれのお立場でご理解、ご協力を賜りまして感謝申し上げます。

この審議会におきましては、長野県人権政策推進基本方針に沿って県が進めております人権政策につきまして、ご意見、ご提言を賜っているところでございます。

去る3月18日に、平成22年度の第2回目の審議会の開催を予定をしておりましたけれども、3月12日未明の長野県北部地震が発生しまして、余震等の心配から審議会の開催を延期させていただいたところでございます。

本日は、平成22年度の県の施策の結果、及び平成23年度の人権施策につきまして説明をさせていただき、委員の皆様方からご意見を頂戴しまして、来年度以降の県施策の参考にさせていただきたいというふうに考えております。

なお、本日の審議会で、委員の皆さんは任期が今年の12月までとなっております、本日、今回の審議会が現在の委員の皆様での最後の審議会となります。そういうことで、簡単ではありますが、よろしくお願いいたしますということで、開会のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局 人権・男女共同参画課 唐沢課長補佐)

次に、県側の出席者をご紹介します。本日お手元に出席者名簿、それから座席表をお配りしてございます。そちらのとおりでございますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前に郵送でお送りしてある資料といたしまして、委員の皆様には、会議次第、それから資料1としまして、平成22年度人権施策実施状況、資料2、事務事業評価シート、資料3、人権関連相談窓口における相談件数、資料4、平成23年度人権施策一覧、資料5、主な事業及び新規事業等の概要についてということで、お送りしてございます。

本日、お手元にお配りしました資料といたしまして、各委員さんの名簿、県側の出席者名簿、座席表、人権政策審議会条例をお配りしてございます。

追加の資料といたしまして、今年度作成しました、第3次男女共同参画計画のリーフレットを委員の皆様にお配りしてございます。それと、教育委員会で作成しました、人権教育推進プランもお手元でございますので、ご確認いただきたいと思います。

不足がございましたら、係りの者が伺いますので、お知らせいただければと思います。

続きまして本日の日程でございますけれども、審議のほうは午後4時ごろを目途としてお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3 会議事項

(事務局 人権・男女共同参画課 唐沢課長補佐)

それでは議事に移らせていただきます。審議会の議長は会長が務めることとなっておりますので、小山会長様、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に小山会長様からごあいさつをいただきまして、引き続き会議の進行をお願いいたします。

(小山会長)

皆さん、こんにちは。小山でございます。よろしくお願いいたします。本当に久しぶりなものですから、何かとまどうところがございます。

先ほど課長さんからお話ございましたように、3月に予定がございましたが、あの震災ということ、ここまで延期になってしまいました。また今年の12月にはもう任期だという話ですので、本当にあつという間だなという感じでございます。

この審議会は、先ほどお話しありましたように、県の大変重要な案件であります人権政策に対していろいろと意見を述べ、また提言をするというような審議会でございます。

それぞれのお立場から選ばれた委員さんでございますので、積極的なお話をさせていただきたいと思っています。今日はそれぞれの県の担当の皆さんもおいでであります。県の大変幅広い問題でありますので、ちょっと資料も多いようですから、多いようで短い時間ですが、内容のある審議会にしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の運営についてでございますが、前回までの審議会と同様にしていきたいと、特に傍聴については公開で、ご希望のある方は傍聴をいただくと、傍聴の方には会長の指示に従っていただくということでございます。

また議事録につきましては、事務局で公表用の案を作成して皆さんにお送りいたします。修正の上、会議から1か月以内に県のホームページで公開することにしております。

発言者の氏名が記載されます。ご了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入っていきたいと思っております。本日の審議会では、平成22年度の長野県の人権施策の実施状況、及び平成23年度の長野県人権施策の実施についてが議題で

あります。

まず最初に平成22年度長野県人権施策の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

- (1) 平成22年度の長野県人権施策の実施状況について
(事務局 塚田人権・男女共同参画課長)
(資料1、資料2、資料3に基づき説明)

(小山会長)

ありがとうございました。各事業の詳しい説明については、事前に説明を求めている事業から説明をお願いしていくわけですが、今の課長さんのご説明に対して何かご質問なりがあれば、お願いしたいと思いますが。

22年度の事業について、皆さんから特別な質問はございませんが、今この場でこのことは聞いてもらいたいという、今、課長さんからの説明もありましたので、もう少し深く聞きたいとかそういうことがございましたら、もしあればお聞きしたいと思いますが、先に進んでよろしいですか。

(西田委員)

資料3に関してなんですけれども。

この統計は、市町村に類似した組織があると思うんですけれども、それをリンクした形のものでしょうか、それとも県独自ということでしょうか。

(小山会長)

市町村とのリンクがどうなっているかということですか。お願いいたします。

(事務局 塚田人権・男女共同参画課長)

健康福祉部の女性相談のところの右側の備考欄を読んでも、「DV相談を含む(市含む)」、その下も「(市含む)」というのがあります。表示のないものは、原則的には県独自のものとございます。女性相談員がいてDV相談等に応じたのは、設置されている市の相談員が受けた件数も含めると、ここは記載してありますけれども、そうでないものについては原則的には県のほう、ということでご理解をいただければと思います。

(西田委員)

ありがとうございます。

(小山会長)

委員さん、よろしいですか。では、何かほかにございませんでしょうか。

何かすごく幅が広いし、いろいろな分野にわたっている案件が多いので、私も資料を見ていても、どう見ていいかわからないところもありましたので、ちょっととまどいました。今の課長さんのご説明を聞いても、ちょっと慣れていない人たちは、あっち行ったりこっち行ったりすると、なかなかわからないもので、もう少し時間を、ゆっくり説明していただくとありがたいと思います。すみません。

それでは先に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか、時間も限られておりますので。

(2) 平成23年度の長野県人権施策の実施について

(小山会長)

それでは、平成23年度の人権施策の実施についてであります。担当課からご説明をいただきたいと思えます。

(事務局 塚田人権・男女共同参画課長)

資料の説明に先だちまして、事業担当課の変更についてご説明をしたいと思います。県では組織改正がこの4月にございまして、平成22年度まで人権・男女共同参画課で所管をしておりました多文化共生関係の業務につきましては、この4月から国際課のほうに移管をされております。また、平成22年度まで生活文化課で所管をしておりました青少年関連業務は、次世代サポート課、この4月に誕生したんですが、その課に移管をされております。そういった組織の改正がございました。

(関係各課から資料4、資料5に基づき説明)

(小山会長)

これで説明は終わりました。いろいろな方からいろいろな事業の説明がございました。ご質問、またはご意見がございましたらお願いしたいと思います。

最後の事業の「消費者自立支援」という言葉、事業の名前をつけるのに苦労されたと思うんですが、何かその議論はありましたか。事業の名前をつけるときに。私、ちょっと違和感を最初感じて、もうちょっとわかりやすい何かがないかなと思ったんですけども。皆さんの中でも議論があったのか、ちょっと聞かせていただければ。

(企画部消費生活室 菅沼担当係長)

この事業自体は、高齢者とか障害者以外にも、一般の消費者の方向けの事業というものも一緒にございまして、そういった方々が、基本的にはこういう消費者被害に自ら遭わないということ、そういう点の啓発的な事業をやっていこうという事業なものですから、このような名前をつけさせていただいたところでございます。

(小山会長)

多分、苦労なさったのではないかなと思いますが。何でも結構ですから。はい、どうぞ。

(斎藤委員)

よろしいでしょうか。

今23年度の新規事業だとか拡充事業の説明をいただいたんですが、私たちがこの人権政策審議会の答申をまとめたときに、同和問題と外国人の問題について特に力を入れなければならないのではないかという結論にいたりました。というのは、同和問題についてこの間、少し停滞したところがあったのではないかと、また外国人の問題、これはこれから力を入れていかなければいけない問題ではないかという理由からでした。もちろんほかの問題についても当然いろいろやっていかなければいけないの言うまでもないことなんですが、答申ではこの2つに特に重点的に取り組んでいくということになりました。

今、ご説明をお聞きしているときにちょっと思ったんですが、資料5の3ページの、多文化共生についてはお話がありました。資料4の2ページの真ん中辺、「第5章 分

野別施策の方向性」というところ、その最初に同和問題が挙げられているんですが、その一番右側を見ていただきますと、ほとんどが再掲なんですね。再掲でないものというのは、アの2つ目の「人権・共生のまちづくり事業」ですが、これは同和問題だけにかかわるということではありません。それから、ウの「人権施策推進協議会による連絡調整等」ですが、これは予算もついていない。ということになりますと、同和問題をプロパーで扱う、そういう事業というのはどこにあるんですかと言いたくなります。

このことは、前から言っているんですが、いただいた書類を見ると同和問題について一見かなり予算を使っているように見えます。しかし、学校人権教育だとか社会人権教育では、同和問題だけに取り組むということではなくて、人権問題、人権教育に取り組むわけですから、それで再掲という断りが入っているんですけど、そういうことと言うと、同和問題に力を入れてやっていきたいと思いますというふうに答申では指摘したはずなんですけど、それが実際に行われているかどうか、ちょっと疑問に思いましたので、お尋ねしたいと思います。

(小山会長)

何かこれについて。

(事務局 人権・男女共同参画課 唐沢課長補佐)

それでは、お答えさせていただきます。

この同和問題のところ載っている事業は同和問題だけということではないんですけども、実際、例えば研修会とか講演会をやる際の講師の人選ですとか、そういったときに、今年行いました企業人権教育推進大会におきましても、同和問題などをお話をできる方ということで講師の選定を行っているところです。

いわゆる答申が出る前ですと、同和問題というのはそういった場でも全く取り扱わないで来ていたわけですけども、機会をとらえて、できるだけ同和問題というものをテーマに啓発できるように、そういった講演会なども考えているところでございます。

また、同和問題のところの一番下にあります「人権尊重社会づくり県民支援事業」の中でも、事業自体は、さまざまな人権課題についての研究会とか学習会に対して支援をしているわけですけども、これにつきましても同和問題にかかわる取り組みについて、昨年度も実際に支援しておりますし、今年度についても事業として採択しているものがございますので、同和問題のみということでの事業化は確かにしていないんですが、私どもの課として取り組んでいくときには、同和問題というものについて常に念頭に置いて、いろいろな事業をやっていくというふうには考えているところでございます。

また相談支援の関係も、人権啓発センターのほうに相談員を昨年度から置きまして相談事業をやっているわけですが、広くさまざまな人権課題ということで、こちらにも相談を受けております。できるだけ同和地区の方が相談しやすいようにということも考えまして、昨年度は各地域を回って、その当事者の方々と相談員がお話をする機会なども設けまして、できるだけ相談しやすい体制を作っていくように昨年から取り組んでいるところでございます。

(小山会長)

どうぞ。

(教育委員会 心の支援室 清水主任指導主事)

教育委員会のほうからよろしいですか。教育委員会、心の支援室です。

社会人権教育の関係では、人権教育リーダー研修会と、リーダー養成講座という研修会があるわけですが、平成14年度以降、どんな研修をやったかという記録があるんですが、見ていきますと全体会と分科会等がありますが、平成14年度以降、同和問題についてはやらなかった年はなく、平成14年、15年、16年と、毎年どこかで研修を行ってきたという経過があります。

外国人問題については、やった年もあるし、やらなかった年もあります。昨年度につきましては、金早雪先生に来てリーダー研修会のご講演をいただきました。今後、教育委員会の研修も工夫していきたいと思っております。

(小山会長)

私も勉強不足でわからないんですけども、私もだいぶ年をとっているんですけど、少し前ですと、人権という同和ということが非常に強く訴えられていて、少し行き過ぎた面もちょっとあったというような気もするんですけども。

しかし、その同和という言葉はもう使わないということになっているんでしょうか、行政の中で。そうじゃなくて、ここの中を見てもほとんど出てこないんですけども。これはもうそういう言葉はあまり使わないというようなことに、今、なっているんでしょうか、ちょっと勉強不足でわからないんですけども。

(教育委員会 心の支援室 清水主任指導主事)

国の基本計画等、出ているわけですが、そこには同和問題という言葉がありますし、今年度、基本計画の一部が変更になりまして、4月1日付で、今まで同和問題も含めて12課題あったんですが、今度は北朝鮮当局による拉致問題というのが一つ加わったので、今までよく12課題という言い方をしてきたんですけども、今後は13課題というような言い方をして、教育啓発のほうを進めていかなくてはいけないかなということであるわけですが、同和問題という言葉は、今までも使っていることとございます。

(小山会長)

この中にはあまり使わないんですか。この、県の事業の中ではあまり使っていない。

(事務局 人権・男女共同参画課 唐沢課長補佐)

同和問題という言葉自体を使わないということではなくて、予算をとって事業をやっていくときの事業名といったときに、例えば研修会をやるのでも、同和問題だけを実際やるわけではなくて、同和問題というのも大事な課題として意識してやっているわけではございますけれども、ほかのさまざまな課題もございますのでそういった中で、事業名といいますか、私どもの課名もそうなんですけれども、人権という言葉を使わせていただいているということです。

(小山会長)

よろしいですか。

(斎藤委員)

ありがとうございました。ただいまのご説明の中で、人権相談についてのご説明がありましたので、ちょっとそれに絡んでもう一つ、ご質問させていただきたいと思えます。

人権政策審議会の答申では、同和問題のところなんですけど、今後の施策の基本的な方向ということで、「総合的・専門的な相談・支援体制の確立とその推進」ということを挙

げてありまして、そこでは、「総合性、専門性、当事者性という観点での新たな相談体制を整備することが急務として求められている」と指摘しています。

人権啓発センターに新たに相談員を2人つけていただいたことは一つの前進、と私は受けとめているんですが、答申では「専門性、当事者性」ということを書き込んであるんですね。今の相談員の方についてとやかく言うつもりはありませんが、そういう「専門性、当事者性」を今の相談員の方が備えているかどうか。やや疑問を感じております。と言いますのは、資料3に「人権関連相談窓口における相談件数」ということで、平成20年から平成22年度の相談件数が載っています。その内容についてもご説明があるのかなと思っていたんですが、ご説明はありませんでした。それはともかく、人権啓発センターの相談件数が、一番上に68件と載っています。これは平成22年度からということで載っています。その下のほうを見ますと、例えば中国帰国者支援相談だとかエイズ相談だとか、障害者だとか、女性だとか、あるいは子どもについては、数多くの相談が寄せられています。それたに比べると、同和問題についての相談件数はかなり少ないように思われます。

もっと言いますと、この表には、同和問題のみの相談件数は載せられていません。この表で言いますと、同和問題について、県民は一体どこへ相談に行ったらいいのかわかりにくいのではないのでしょうか。というのは、女性だったらどこに相談に行けばいい、障害者だったらどこに相談に行けばいいとすぐわかる、そういう窓口があるわけですね。では、同和問題に関しては、どこへ相談に行ったらいいのか、それがわかりにくいのではないのでしょうか。そういうことが、相談件数が少ないということにつながっているのではないのでしょうか。そんな気もしているんですが、いかがでしょうか。

(事務局 人権・男女共同参画課 唐沢課長補佐)

私ども、相談窓口のPRといいますか、県民向けの広報ということをするときには、同和問題の相談窓口としては、分野別で項目を出して、同和問題という項目出しをして、相談先として人権啓発センターということでPRをさせていただいております。

私どもでその相談窓口をPRするには、例えば外国人、女性、子どもというようなことで、各分野ごとにその1枚のチラシをつくったり、それから、あと県民相談窓口ハンドブックという冊子もつくって、そういったものを関係機関に配布したりというようなことでやっておりますので、同和問題の相談窓口という部分での頭出しをしていないから相談件数が少ないということとはちょっと違うのかなというふうな感じは、ちょっと私どもはしております。

(小山会長)

今日はいろいろな担当の方がいらっしゃいますから、ぜひ、現実はどうなんだろうという話も教えていただきたいんですが。

今、同和の問題が出ているものですから、その同和に対して、多分、第1回目のときもちょっと同和の問題、少し議論があったと思うんですが、実際に担当されていてどうでしょうか、同和の問題に対して感じるところがございますか、皆さんに。何かあったら教えていただければ、非常に、今、少ないとか、あるいはあるとか、ちょっと教えていただければありがたいと思います。

学校教育はきっと一番多いかもしれないんですが、その点はどうでしょうか。学校、教育関係では、同和の問題というのは、昔と比べたらと言うと、大分少なくなっていると思うんですけども、実際問題としてどうでしょうか。

(教育委員会 心の支援室 清水主任指導主事)

心の支援室でありますけれども、今、学校教育の中で同和問題にかかわる要するに事件があるかどうかという、そういう質問でよろしいでしょうか。

(小山会長)

まあ、そういうものも含めて。

(教育委員会 心の支援室 清水主任指導主事)

昨年度は、そういう報告はありませんでした。それ以前の年度には、ある中学校で、賤称を扱った生徒同士の発言というものがあって、それについて指導をしたということで報告が上がっております。

最近、それほど多いというわけではありませんけれども、やはり授業の中で、指導をしていく段階で、教職員のやはり指導方法、それから同和問題に対するやっぱり認識とかですね。そういうものがしっかり身につけていないと、そういった生徒の発言ということもあり得ますので、今後とも、教職員に対する研修の中で、同和問題についてのしっかりした認識を身につけてもらうということは思っております。

(小山会長)

みんなの理解が深まって、いろいろと相談件数も少なくなっているというんだったらとてもいいんですけども、何だか潜伏してしまっているとちょっと問題だなという思いもありますし、その点、非常に難しいと思いますね。

(斎藤委員)

そのことで、一つ、よろしいですか。

ある中学校で2年の担任の先生方が相談をしていました。何の相談をしていたかという、教科書には、「えた、ひにん」と書いてあるが、子どもたちに聞いてみたら、小学校で同和教育を受けていなかったということがわかった。そこで、急に「えた、ひにん」という言葉を教えると、かえってよくないのではないか。この学年としては「えた、ひにん」という言葉は教えないことにしよう。そういう結論になったというのを人づてに聞きまして、これは困ったことだと思いました。教科書に書いてあって、それを教えなさいとなっているに教えないということになると、それはよくないと思いました。

それで先生方とお話をさせていただきましたら、きちんと教えてくださるということになりまして、よかったなあと思ったことがありました。

どうも最近、今、お話がありましたように、先生方自身があまり同和問題についてよくわからない、特に若い先生方に顕著ですが、よくわからないということがあって、教えることを避けている傾向があるような気がします。それはよくないことで、やはりきちんと教えていただきたいと思っています。

(小山会長)

よく理解しないまま指導の立場になると、非常にまずいと思うのですが、よく理解されている方が、学校教育の中で指導されるととてもいいと思うんですね。本当に寝た子を起こすという言葉がよくあるんですが、みんな知らないんだからそっとしておけというように、それだと全然解決しないので、やっぱりあるべきところはきちんと、正しい姿を教えていくということが必要だと思いますね。

ですから、言葉としても、やっぱりそういうものも使ってもいいような気がしますね。

同和という言葉も、一時、ことに同和、同和ばかりの時代もちょっとあったんですけども、そうではなくて、ごく自然の形でそういう言葉も使えることのほうが普通ではないかなというような感じがしますから。どうしてもわからないですからね、人権と言ってしまうと、もう全部入ってしまいますから。日本の場合に、特に同和問題というのは非常に大きな問題でありますから、避けないで行ったほうが良いような気がします。

それからちょっと質問なんですけれども、資料5のP3ですか、多文化共生推進事業の中で、ちょっと生活支援で「外国籍児童支援会議活動推進事業」というのがありますね。その中に、説明に、「企業、県民等からの寄附を財源に」という言葉があるんですけども。これは具体的にはどういう寄附があって、それに対して県がこの予算をつけて支援していると、しているということですよ。ですから、事業内容は一体、どの程度のものになっているのかちょっとわからないんですけども、説明していただければありがたいんですけども。

(観光部 国際課 渡辺主事)

国際課でございます。ご質問がございました「外国籍児童支援会議活動推進事業」でございますが。

まずこの支援会議自体は、県庁東庁舎にございます国際交流推進協会というところに事務局がございまして、そちらに、この外国籍児童支援会議がございます。県内にございます外国人学校に通う生徒さん、授業料の負担が大きく、親御さんが職を失ってしまったりで授業料が払えず学校に行けないということがないようにするために、その趣旨に賛同していただいている企業さんですとか、県民からいただいた寄附を財源に、そういった子供たちの保護者の方々に就学支援金ということで、補助金として出させていただいております。県としましては、その活動、その支援会議に280万円を負担金ということで交付をさせていただいております。

(小山会長)

全体事業費とすると、かなり大きなものになっているわけですか。

(観光部 国際課 渡辺主事)

1,000万円ほど。

(小山会長)

これは寄附が一番にあつて。

(観光部 国際課 渡辺主事)

はい、主に企業さんですとか。

(小山会長)

わかりました。それからもう一つ、P8のお年寄りの見守りSOSということで、徘徊されているような方をいろいろみんなで協力して、事件が起きないようにしようということなんですが、実績としてもう何年かぐらい、多分、あちこちでやっている事業だと思んですが、市町村でもやっていますね。

実際に、実績でかなりそういうケースもあるのかどうか、ちょっと教えていただければありがたいんですが。

(健康福祉部 健康長寿課 滝澤主査)

健康長寿課です。実績としては、把握してはおりません。

この事業については、今年度、新規事業として地域で支え合う体制づくりを目指して、市町村に補助金を交付しまして、事業実施をしております。

(小山会長)

まだ、始まったところでしょうか、これ。

(健康福祉部 健康長寿課 滝澤主査)

中には、市町村独自で事業実施をしているところもありますが、なかなか予算的な面もありますので、今回、県で補助金を交付して、関係者の方たちの横のつながりをつくっていただくところから始めていただければということで、事業実施をしました。

(小山会長)

そうですか、では、まだあまり実績のデータみたいなものはないんですね。

(健康福祉部 健康長寿課 滝澤主査)

はい、申しわけございません。

(小山会長)

どうぞ、何でも。

(西田委員)

話を戻して申しわけないんですけれども。サンタプロジェクトですが、先ほど説明があった。

これに関してですけれども、これ、県としては十分に事足りていると考えておられるでしょうか。

(観光部 国際課 渡辺主事)

事足りているというのは・・・。

(西田委員)

どの程度の支援を考えているとか。

(観光部 国際課 渡辺主事)

必ずしも十分な支援ができているとは考えてはいないんですが。あくまでも、外国人の子どもであっても、基本的にはやはり日本の公立学校に就学していただきたいという考え方もございますので。おっしゃったように、280万円の規模が必ずしも十分かといえ、それはなかなか十分ではないと思います。

(西田委員)

というか、足りていないというのが事実ですね。

(観光部 国際課 渡辺主事)

足りていないといえますか・・・。

(西田委員)

支援し切れていないというのが事実上ですよ。だけど、できないという枠組みもあるのかもしれないけれども、考え方としてどういう方向を目指すかという指針もあるでしょうね。

(観光部 国際課 渡辺主事)

先ほど申し上げたように、基本的には多くの方が公立学校に進んでいただいているということがまず念頭でございます。また支援が難しいということで言いますと、支援している対象は母国語教室なんですけど、これは認可を受けた学校ではなくて、いわゆる私塾になってしまいますので、憲法上も89条で、公ではない教育機関に公金の支出は基本的にはできませんので、なかなか支援が難しいという実態もございます。

(西田委員)

何でこういう質問をするかというのと、この委員会に所属していたことがあって、実態的なものは幾らかわかっていっているつもりなんですけれども。ぜひとも、そこら辺の枠組みを超えて支援する体制というのは必要な状況なのではないかと思っているわけなんですけれども。ぜひとも、それなりにもう少し方向性を出していただければと思うんですけれども。

(金委員)

今の件に関係して。現在、長野県で総合計画審議会でしたか、総計審というのがあって、そこでも少しこの案件、ちょっとそこでの発言内容とか言ってもいいんでしょうか。総計審で私がちょっとお聞きしましたところ、お金の問題以前に、不就学の外国籍児童がどれぐらいいるかという問題がありまして、その内容をきちんとご説明いただいたんですけれども。結局、外国籍の方は市町村が管轄していますので、そちらのほうで学齢期の児童が県内に何名いて、公立学校に就学するのは何人と、今、おっしゃった県内にも8校か10校かのブラジルとかの私塾に当たる外国籍児童の通っている学校に何名と、これ引き算した残りに不就学の可能性の人がいると。その数について、ただし、実は実態があまりわからないんですよ、不就学の人。

それがどういうことかというのと、数で見ると、引き算して就学していない可能性の人が出るんですけれども、外国人登録のデータがずれるものですから、住所が移ったとか本国に帰ったとか、そこら辺のずれがあってちょっとわからないと。逆に言うと、きちんと把握されていないんですよ、そもそも不就学が何人いるかということが。そこはちょっと、何といいますか、県がさぼっているとかそういうことではなくて、なかなか把握し切れない状況にあると。

それからもう一つは、今、言っていただきましたように、こちらの資料の、大きな資料1、10ページのところに詳しく、番号が50番ですね。ここに詳しくサンタプロジェクトで助成をなさっていらっしゃる教科書の購入とかが出てきまして。いろいろそのバランス上、難しく、本来なら日本の学校に来るのが望ましいけれども、言葉の問題でまずそれは来れないとか、さまざまな家庭の事情で来れないとか、そういう中で、いわゆるブラジル人の自主運営している学校があって、そこに、今、おっしゃったように、県の公金というのはちょっとストレートには出せないというので、間接的にサンタプロジェクトとかで支援していると、その間を埋めるものとして、市町村で相談員の人たちが置かれていると、そういう仕組みだと思えます。

ちょっと長くてすみません。私、再度、申し上げたいのは、県のほうで一生懸命やっ
ていただいておりますので、ぜひ不就学の児童の把握というんですか、そこがやっぱり
ちょっと基本になるので、そこは少し質的な、お金をそんなにかけなくてもいいことな
ので、やっぱりせめて年に1回ぐらい、不就学の児童がどこにいるのか、いないのかと
いうことは、ちょっと目配りがあったほうがいいのではという、そういう感想を抱いた
次第です。よろしくお願いします。

(小山会長)

ありがとうございました。どうぞ、岩井委員。

(岩井委員)

私、ちょっと質問なんですけれども。人権啓発センターというのは、この人権政策審
議会のほうでもとても大事に考えておまして、それを反映するような形で、機能の充
実というものに取り組んでいただいていると思っております。

今回、信州型事業仕分けの仕分け対象事業に「人権啓発センター情報発信」という項
目が入っておりますよね。

これは非常に残念だと思いました。しかも、県民からの提案で「審議対象にしてくれ、
仕分け対象にしてくれ」という要望があったと聞いております。

この件について担当の課としてはどんなふうにお考えなのか、ちょっとお聞かせ願え
ればと思います。

(事務局 人権・男女共同参画課 唐沢課長補佐)

経過から申しますと、確かに今回、人権啓発センター情報発信事業は事業仕分けに載
っています。

それで、県民の方から仕分けの対象に載せてほしいということでのご要望があったの
は、先ほど斎藤委員からお話もあった、その相談部門の関係で、当事者性、専門性が十
分ではないので、民間のノウハウを活用できるように見直してはどうだろうかという趣
旨でのご提案でございます。ですので、センター事業そのものをなくしたほうがいいん
じゃないかということでのご提案ではありません。

相談事業は去年から始めたところで、相談員のほうも、現在2名の者が、専門性の部
分を日々勉強しながら高めようとしておりますし、当事者性という面では、やはり当事
者ではないので当事者にはなれないというのはやむを得ない部分なんですけど、先ほど申
し上げましたように、地域等を回って当事者の方とお話をしたりする中で、できるだけ
そういった部分でも当事者の方のご要望に対応できるような形の相談員、それから相談
機能というものを持てるようにしていきたいということで、事業を行っているところで
ございます。

(岩井委員)

より充実した方向への見直しの可能性が高いということですね。

(事務局 人権・男女共同参画課 唐沢課長補佐)

そこは実際に、仕分け自体が、この提案者の方の意見どおりに進むかどうかというの
はまたわかりませんが、その仕分け人の方の進め方とか、最終的に県民の方が判定委員
という形で今回、結論を多数決で決めるような形になりますので、ちょっとそのとこ
ろはやってみないとわからないというところが実際のところでございます。

(岩井委員)

ありがとうございました。

(小山会長)

まだ時間がありますので、どうぞ、何かございましたら。

さっき子どもたちの、外国の方の人数を把握するのが非常に難しいというような話がありましたよね。どうすればいいんですかね、なかなか本当に。

(西田委員)

そののあれなんですけど、県がいかに努力しているかというのはよくわかっているんですけども、その上での話なんですけれども。その委員会的时候に、サンタプロジェクトで参加してくれる教室がありますよね。そういうところが今は維持することも大変な状態であるとかそういう、相談事はかなりされたという経緯がありますので、多分、そういう情報が入って、よく考えられていることだと思うんですけども、総じて、やっぱり情報収集というか、そこへ行くと思うんですけども、同じことですけどね。

そういう把握をよろしくお願ひしたいということと、ちょっと先ほどおっしゃった話もそうなんですけど、事業仕分けの関係で、インターネットにホームページがありますよね、行事を、あれ生涯学習のホームページがありましたね。それはなくなったんですね、学習の予定ですね。

(事務局 人権・男女共同参画課 唐沢課長補佐)

生涯学習センターの・・・

(西田委員)

はい。これなんですけれども、実は去年ぐらいからですか、上田市としては、「信州らんらんネット」とリンクさせて、自分たちの活動とかそういう内容をアピールしたいというような方向づけになったんです。上田市もそういう形のリンクづけをしていきたいという方針が出たんですけれども、その瞬間に終わったという話が来たんですけれども。

こういうものって、多分、上田市もいろいろな形で啓発をしているわけなんですけれども、それを知らしめたいというのがあるんですけれども。これ、有効的に使えば本当に長野県下中で、そういう活動が線でもとまっていくような動きがあったのではないかなと思うんですね。それが仕分けられてしまうという、多分、これ関係している方々はジレンマがあると思うんですけども、そこら辺、ちょっとどうなのか。説明することでまた復活するようなことはないんですか。現状ではかなり傾いているとは思いますがけれども。

(事務局 人権・男女共同参画課 唐沢課長補佐)

去年の仕分けのときは、事業を選定するときに、基本的には市町村にあまり影響のない事業ということで選んでやっていたはずですが、結果的に上田市さんには影響が及べたということだと思います。今年も事業、これから仕分けられるに当たっては、今現在、どの事業をやるということは公表されていますので、その事業に対して市町村のほうで何か意見があるかということでの意見募集を、今、行政改革課で各市町村のほうへ照会をかけています。例えば、去年の例でいけば、「らんらんネット」がなくなってしまうと困るという話であれば、そういう影響があるというようなことを、今年については、

出していただく機会を一応設けた上で事業仕分けをやろうとしているということで、今年度はそういう動きをしているということで、ご承知おきいただければと思います。

(小山会長)

評価のところ、CとかBとかありますよね。あれは、例えば人数がちょっと少ないから、目標よりは、だからとか、そういう数字でいきますよね。頭の事業だけじゃないわけだから通じている事業が多いんですけれども、非常に難しいですよね、数字だけで評価していくと、下手するとなくなってしまいますから、仕分けなんかはそういうところがあるんですよね、ばっさり切っていきますから。

その担当しておられる、あるいは周辺の皆さん、非常に大事な事業だと思っても、切られてしまうという危険性がありますし、ですから、非常に数字で追っていくというのはなかなか、でも何かで評価しないといけないんでしょうし、非常に難しいなど。

この評価は県ではどういうお立場の方がやられているんですか。外部の方がやられているんですか、そうでなくて庁内で事業評価、A、B、Cをつける。

(塚田人権・男女共同参画課長)

政策評価が自主的な、各事業課が評価することなんです。

(小山会長)

そうですか。それはわかりました。

(塚田人権・男女共同参画課長)

特に人権というものは、会長さんおっしゃっているように、評価をしづらい分野でして、それを人権啓発センターを人数で評価することがいいのかどうかということもあると思います。人権は、人々の意識の問題という話になりますので、一方で、県政世論調査というような形で定期的に県民に意識調査をやっています、人権が尊重されている社会だと思いますかというような問いを続けているんですけれども、そうやって意識がどういうふうに変ってきているかを一つの評価軸にしながら、政策の効果があつたのかどうかということを検証していくということになるかと思います。

いずれにしても、非常に評価がしづらい分野ではないかなとは思っています。

(小山会長)

自主評価であれば、例えばCというと、では次年度は頑張ろうというそういう起爆剤にはなるかもしれないし、そうなってもらえばいいなと思いますけれどもね。

どうでしょうか、ほかに何かあれば。これは資料として配付されただけで、別に説明は必要ないですね、この推進プランについては、いいですか、これはいただければ。何か時間、もし強調なさりたいところがあれば。

(教育委員会 心の支援室 清水主任指導主事)

この人権教育推進プランは、学校教育編と社会教育編に分けてありまして、学校教育編は、主に教職員が人権教育を進めていく上で、指導法も含めて参考になるようにということで作成されております。それから、社会教育編は地域のリーダーが、地域の中で人権教育を進めていただくための、特に参加型の学習というものが最近進められておりますので、そういったワークショップの内容等も含めて、方法等を紹介したものです。

この中で、例えば36ページのところには、教育的に不利な環境のもとにある児童・生徒の学力水準を上げていく学校、効果のある学校のことが書いてあります。全国学力状況調査の資料の中にも、効果のある学校のことが触れられていますが、最近、貧困格差の問題の中で、学力についてなかなか厳しい家庭状況の中で頑張っている子どもたちの学力を何とか上げていこうという努力している学校があり、そういった学校を見ていくと、今までも同和教育・人権教育に一生懸命に取り組んできた学校だったというようなことが、調査の中で出てきたりしております。

今までの同和教育の取り組みも生かしながら、学力保証について取り組んでもらいたいという趣旨で、そういったことを先生方に読み込んでいただいて、人権教育を進めていただければと思って、こういった冊子をつくったところです。

(小山会長)

どうぞ。

(斎藤委員)

こういう資料をつくっていただいて、本当にありがたいことだと思います。

ちょうど答申を出した年だったでしょうか、県教委から「同和問題学習の手引き」を学校へ配布していただきました。あれも大変ありがたかったと思っています。

ただ、実態を少し申し上げますと、とてもいい資料をつくっていただいたと思って、幾つかの学校の職員研修の際に、県教委から今度こういう資料が配布されましたが、ごらんになりましたかとお尋ねします。すると、担当の先生が職員全員分のコピーをつくって配ったという、そういうすばらしい学校もありました。

しかし、それは1校だけで、多くの学校では、担当の先生はご存知でしたが、校長先生をはじめ、ほかの先生方は知りませんでした。

そういうことがありますので、ぜひ、これを今度、学校の中で先生方に活用していただかなければいけないわけですから、そこら辺の工夫も願いたいと思います。

(小山会長)

こういうものが学校単位に配布されているのではなくて、その担当の先生方のところに行って、ということになりますか。

(教育委員会 心の支援室 清水主任指導主事)

現在、研修会があるたびに、一応、配布しておりますので、担当者だけではないんですけども、全教職員に配布するというのはなかなか厳しいところです。

(小山会長)

そうじゃなくて、例えば学校の校長なら校長に言って、活用くださいとか、そういうやり方ではないんですね。

(教育委員会 心の支援室 清水主任指導主事)

通知等を出したりして、お願いはしているところです。

(小山会長)

そうですか。

(齋藤委員)

どうも、それが担当の先生のところでとまってしまうということがあるようです。

(小山会長)

もうちょっと活用していただければいいですね。

(金委員)

よろしいですか。今のことに少しかかわるんですけども、広報の仕方というんですか、その情宣の仕方。こちらから拝見しまして、長野県には広報部というのがあるんでしょうか、広報を担当するような部署。何かこうスポークスマンがいるとかそういう。

何か唐突なんですけれども、何というんですかね、結局、国から市町村を全部こう縦割りにしなくてはいけない部分がありますよね、教育の専従とか、こう必ずいるんですけども。もうちょっと横断したような、情報発信の仕方もあるんじゃないかなど。結局、予算というのは、教育にこれ幾ら、男女共同・人権に幾ら、何に幾らと、それぞれがパンフレットをつくって配って、熱心なところは、ある人が熱心に広めていくというのもあるんですけども。

ちょっと、その広報部どうのとはともかくとして。まず一つ申し上げたいことは、広報の仕方として紙媒体のこういう冊子、パンフレットも大事ですけども、今の時代なので、もっとインターネットとか、それから、最近、長野県の場合、バスのボディに人権のあれを書いていただいたり、あれはすごくやっばりいいと思うんです。それから、テレビはちょっといろいろ難しくあれですけども。NHKなんかをこう見ているのちょっとしたときに、少しこう入れるだけでも随分違うんじゃないかと。

この間、スポーツ選手が亡くなったけれども、あのAEDが置いてあるといっても、使い方がわからないという話になって、ちょっと通常、授業でもAEDってこうするんだよとか、あつたり、入れるんじゃないかと。ちょっと県でできることにはいろいろ限りはあると思うんですけども、予算の今までのルールもあると思うんですけども、さまざまな広報で、いろいろ情報発信でちょっと長野県がリードしてほしいなと思うことがあります。それは、今、言ったようにインターネットを使うとか、NHKさんに何か協力してもらえないだろうかとか。

あるいは、ちょっと韓国の場合だと、衛星に、例えば国会専門チャンネルというのがあるんです。それは一日中、ずっと国会のことを流しているんです。国会の会期のないときには、例えば今日の国会というので、何年前の今日はこんなことをしていましたとかという、そういうメディア、媒体があつたりすると。いろいろなちょっと長野県でできること、できないこと、いろいろありますけれども、少し情報の発信の仕方を考えたらどうか。

もう一つ、ごめんなさい、長くて。同じように相談の窓口も、先ほど被差別部落、同和の問題とか女性の問題とか、いろいろあると思うんですけども。ワンストップという、命のホットライン、女性の何とかともあるんですけども。そういう窓口をつくって、そういうのをポッポッと流して、そうしたら、ハッとしたときにそれを利用してもらおうとか。とにかくそういう情宣とか、相談の窓口とかということも、ちょっと今の時代に合った効果的な方法もちょっと考えたらどうでしょうかということなんです。以上です。

(小山会長)

今、ご提言がございました。それぞれの地域の行政がそういうことをきちんと把握し

ながら県のほうへ上げていくというのも一つ必要でしょうし、県の大きな組織の中で、あるところは全部の皆さんに発信できるような、今のご提言のようなこと、あるいは、あそこへ行けば何らかの手がかりがつかめるといような、そういう場所を強調して広報しておくとか。

困ったときは、県の何とかというところへ行きなさいとか。市町村にいったら気楽に行くような人もいますけれども。県にも一つぐらいそういうものが、駆け込み寺みたいなところがあってもいいかもしれないですね。ここが一手に全部解決するのではなくて、振り分ければいいわけですから、何か有吉さん、ございますか。

(有吉委員)

今の点なんですけれども、今、相談、いろいろ工夫していろいろな相談を設置してもらって、弁護士がそれを担当したりということもあって、特に自殺対策、国からも予算がおりたといってやってもあまりたくさん、せつかくやっても人が来ないとかというふうになりますので。私も、そうではなくて常にどこかに連絡する、相談窓口を一つにして、別にそのその人が全部それにこたえる必要はなくて、そういう相談が来たら、そのそのスペシャリストはだれで、そういう相談ならちゃんとそこをきちんと仕分けられる人、そして、その人があちこちに振り分けられないで適切などころに行けるような窓口、そういうコールセンターというんですか、そういうところをきちんと設置して、この問題だったらここへ、部落の問題だったら、同和問題は斎藤先生に、こういう方がいますよとか、もっと言うともっときちんとしたところをつくって、数を多くつくってポツポツやるよりも、そこにやれば、とにかく安心して振り分けられるというふうな形をつくったほうが、より現実的な解決につながるのではないかと思います。

(小山会長)

一つ提言が出ましたので、よろしくお願いします。
あと、わずか時間もございますから、どうぞ。

(西田委員)

毎年上田市では、人権フェスティバルと、名前は変わったんですけれども、やるんですけれども。その内容というのは、全部、犯罪被害者とか、すべて含めて分野別にして7分野ほどあってやるんですけれども。それは、この中の2人や3人がかかわって調べて公表するみたいな。

頑張っているんですけれども、毎年、来てくれる方がそんなにいないと思うんですけれども、実態として。だけでも、例えば県のほうで、一つのそういうイベントが運営できるようなセットみたいなものが一つあれば、そこに肉づけすることでアピール度が高くなっていく要素があるのかなと思うんです。機材というものも不足しているというのが現状なんですけれども、そういうことを考えていただければありがたいかなと思うんですけれども。お願いですね。

(小山会長)

県も大きな組織ですからなかなかちょっと、自治体がむしろそういうものをきちんとそれぞれ持っている必要もあるかもしれないですね。県というと非常に広範囲になって、いろいろな自治体を抱えるわけですから。

(西田委員)

今、言ったのは、結局、人権を扱うということで、守秘義務という壁があるんです。

それで、その分野ごとに訴えたいテーマがあるはずなんです。それが当然のこと、今、言われているような話なんですけれども、勉強できるようなそういうセットがあれば、みんなのところは、守秘義務を否というか、そういう、結局そこが壁になるんです。立ち入れない範囲ということがあって、訴えたいことで、ただ、こう話をして、されるだけで感動するかというと、そういうものでもないです。やっぱりある程度、実態で把握して、こんなおそろしいことがあるとか、そういう意味合いが伝われば、広げる、啓発というのは、結局、影響がされていかなければ広がっていかないわけですから。だから、そういう触れられる、訴えられる、結局、そういうプロの方々がいらっしゃるわけで、それは市としても頑張っているんですけども、県として、そういうものがフォローできるような体制があれば・・・。

(小山会長)

また、今の西田委員のお話もまたちょっと検討してみてください。

(西田委員)

ぜひお願いします。

(小山会長)

4時までという予定で、あとわずかあるだけですけれども、この辺で閉めてよろしいでしょうか。それでは時間もまいりましたのでこれで意見交換を終わりたいと思います。事務局のほうでは何かございますか。

それでは、これで今日の会議は終わらせていただきます。ありがとうございました。

(塚田人権・男女共同参画課長)

どうもありがとうございました。委員の皆様には、開会のあいさつでも申し上げましたけれども、平成21年12月から2年間という任期でお願いをしてありまして、今年の12月6日で任期終了ということになります。私どもの予定といたしましては、次回の審議会は来年の2月、ないし3月を予定しておりますので、本日が最後の審議会ということになりました。

本来なら、本日、私どもの黒田企画部長が出席する予定でしたが、所用のため出席ができませんでした。委員の皆様方によりしくお伝えしてくれということでございます。

本当に今日はありがとうございました。

この間、皆様には、県の人権政策につきまして貴重なご意見をいろいろいただきまして、本当にありがとうございました。今後も引き続き、それぞれのお立場から県の人権政策に対しましてご指導、ご鞭撻をお願いを申し上げます。

終わりに、委員の皆様、それぞれの方のご健勝とますますのご活躍を祈念いたしまして、お礼のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

(出席者一同)

どうもありがとうございました。

4 閉 会

(事務局 人権・男女共同参画課 唐沢課長補佐)

長時間にわたりまして、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、本日の人権政策審議会を閉会させていただきます。2年間、ありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。